

いちき串木野市 循環型社会形成推進地域計画

鹿児島県 いちき串木野市

当初 平成 23 年 1 月 7 日

変更 平成 24 年 1 月 12 日

変更 平成 25 年 1 月 8 日

変更 平成 26 年 7 月 23 日

変更 平成 27 年 1 月 9 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

◎対象となる地域（対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積及び人口）

構成市町村名	鹿児島県 いちき串木野市
面積	112.04km ²
人口	30,778人（平成23年3月31日現在人口）

半島地域に該当

※対象地域図（資料として添付）

(2) 計画期間

本計画は、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間の計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

いちき串木野市（以下、本市）は、鹿児島県、薩摩半島の北西部、日本三大砂丘のひとつである吹上浜の北端に位置しており、面積112.04km²の地域である。

本市では、「串木野環境センター」にて燃えるごみの焼却、燃えないごみ・粗大ごみの破碎選別、資源ごみの機械選別・圧縮・梱包等を行い、焼却灰等については「市来一般廃棄物最終処分場」にて埋立処分を行っている。

排出抑制としては、電気式生ごみ処理機の購入・設置に対する補助を行い、ごみ排出量の減量化を図っている。また、廃品回収を実施した団体に対し、回収した廃品の種類・重量に応じた補助を行っている。

定期収集の燃えるごみ、燃えないごみについては、「指定ごみ袋制」を導入し、資源ごみについては、手数料を無料とすることで、資源の分別収集の推進を図っている。また、戸別収集の粗大ごみ、自己搬入については、重量又は個数に応じて手数料を徴収し、適正排出とごみの減量化を推進している。また、資源ごみとしては10品目の分別収集を実施し、これと併せて各種団体等により廃品回収、新聞回収も実施されている。

処理・処分の状況としては、資源ごみについては、串木野環境センターのリサイクルプラザにおいて、機械選別により効率的に資源化を行っている。

今後は、電気式生ごみ処理機の購入・設置及び廃品回収に対する補助を継続し、排出抑制・資源化・適正処理を推進し、本市の3R推進施策に寄与する施設整備を行うものとする。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、本市と日置市とで構成するいちき串木野市・日置市衛生処理組合において、広域的に処理を行っている。

本市では、市民生活の多様化並びに生活排水の増加により、自然環境及び生活環境が年々悪化するおそれがあり、社会的にも環境の保全対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになった。このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、市民に対し生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、昔ながらの澄んだ川となるよう水質の改善を図るものとする。

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととしている。

- ①人口の密集地においては、公共下水道事業による集合処理施設を整備する。地域的制約や経済的に集合処理施設の整備に比べ浄化槽（個別処理）の整備が有利である地域においては、浄化槽設置整備推進事業による浄化槽整備を進める。
- ②単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換の指導を行う。

（４）広域化の検討状況

「鹿児島県一般廃棄物処理広域化計画」では、可燃ごみ処理施設及び粗大・不燃ごみ処理施設について、旧串木野市と旧樋脇町で広域化を図ることとされており、「串木野樋脇衛生組合」にて処理を行っていたが、平成 16 年 10 月に旧樋脇町と他 8 市町村が合併し、薩摩川内市が設立されるにあたり解散し、新市においては、直轄事業とすることとした。平成 17 年 10 月に旧串木野市と旧市来町が合併し、いちき串木野市が誕生し、現在、「串木野環境センター」にて処理を行っている。当面は現体制を継続するものとし、今後は、更なる広域化についても検討を行う。

し尿及び浄化槽汚泥については、本市と日置市で構成するいちき串木野市・日置市衛生処理組合にて処理を行い、広域化を図っている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 21 年度の一般廃棄物の排出・処理状況は次のとおりである。

総排出量は 11,106 トンであり、再生利用される総資源化量は 2,166 トン、リサイクル率（＝（集団回収量＋直接資源化量＋処理後再生利用量）÷（排出量＋集団回収量））は 18.6% である。中間処理による減量化量は 8,117 トンであり、排出量の 73.1% が減量化されている。また、排出量の 12.0% に当たる 1,331 トンが埋め立てられている。さらに、中間処理量のうち、焼却量は 8,963 トンである。

なお、串木野環境センターでは、ごみ焼却施設で発生した熱を場内給湯及び暖房に利用している。

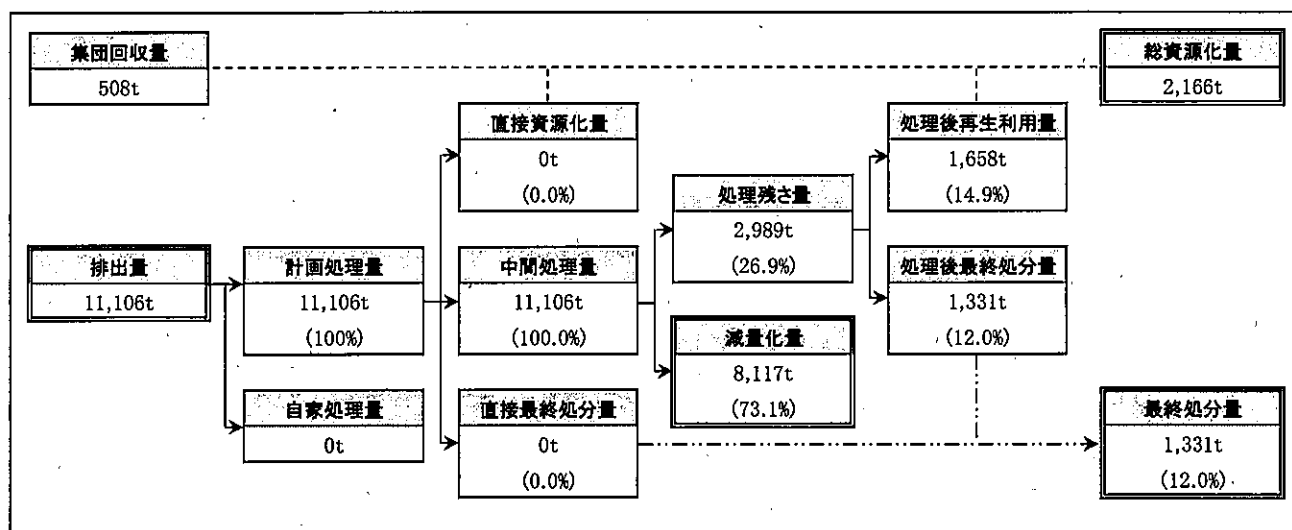
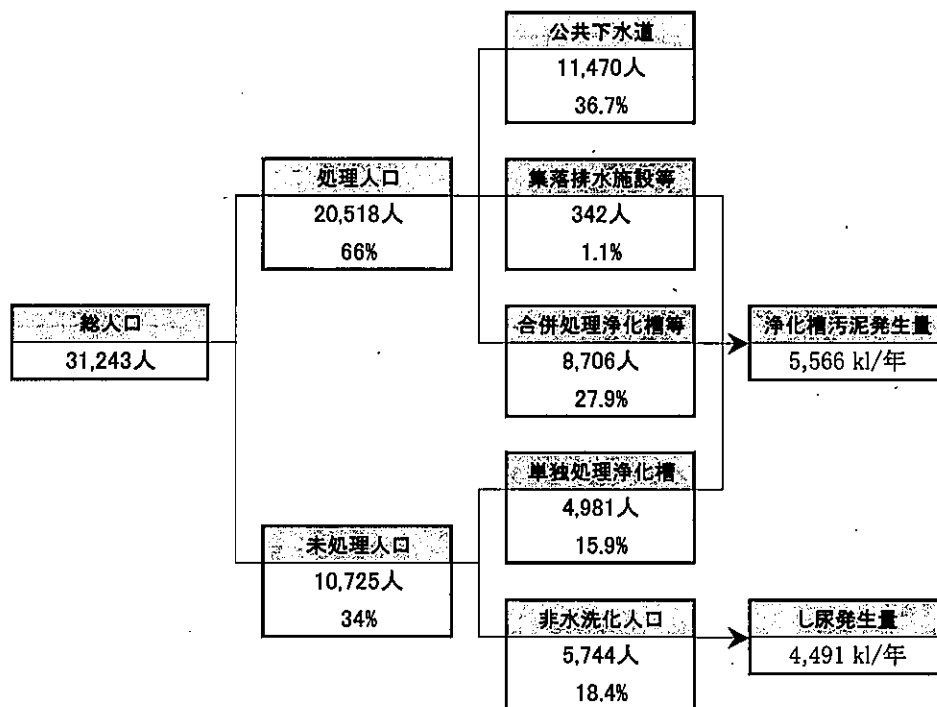


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 21 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 21 年度の生活排水処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で 31,243 人であり、水洗化人口は、20,518 人、汚水処理率 65.7% である。



注 1) 生活排水処理形態別人口については、住民基本台帳に基づく人口を用いている。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 21 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合 ^{※1}) (平成21年度)	目 標(割合 ^{※1}) (平成30年度)
排 出 量	事業系 総排出量 ^{※4}	3,649 トン	3,136 トン (-14.1%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.29 トン/事業所	2.14 トン/事業所 (-6.6%)
	家庭系 総排出量	7,457 トン	5,715 トン (-23.4%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	195.04 kg/人	150.53 kg/人 (-22.8%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	11,106 トン	8,851 トン (-20.3%)
	集団回収量を含む排出量合計	11,614 トン	9,644 トン (-17.0%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量(集団回収を含む)	2,166 トン (18.6%)	2,474 トン (25.7%)
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	-	-
減 量 化 量	中間処理による減量化量	8,117 トン (73.1%)	6,148 トン (69.5%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,331 トン (12.0%)	1,022 トン (11.5%)

※1 排出量分は現状(平成22年度分)に対する割合、

直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は事業系家庭系排出量合計に対する割合、
総資源化量(集団回収を含む)は集団回収を含む排出量合計に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※4 直接搬入ごみ量を事業系ごみとみなす

＜指標の定義＞

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)(単位：トン)

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(単位：トン)

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量(単位：MWh)

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差(単位：トン)

最終処分量：埋立処分された量(単位：トン)

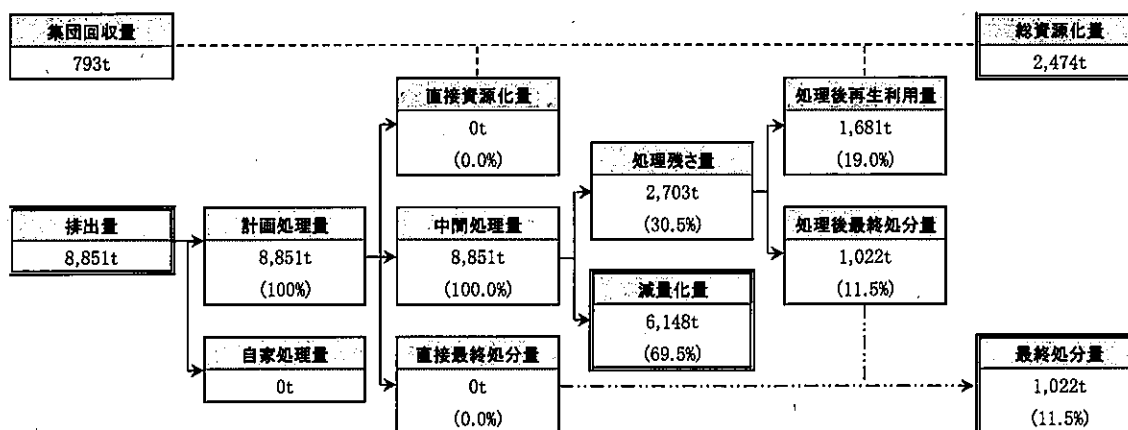


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成30年度)

(4) 生活排水の処理の目標

表2 生活排水処理の現状と目標

(単位:人)

	平成21年度実績	平成30年度目標
総人口	31,243	28,984
公共下水道	11,470 36.7%	9,396 32.4%
漁業集落排水施設等	342 1.1%	289 1.0%
合併処理浄化槽等	8,706 27.9%	9,928 34.3%
未処理人口	10,725 34.0%	9,371 32.3%
し尿・汚泥の量	10,057キロリットル	9,720キロリットル
汲み取りし尿量	4,491キロリットル	3,393キロリットル
浄化槽汚泥量	5,566キロリットル	6,316キロリットル

※生活排水処理形態別人口については、住民基本台帳に基づく人口を用いている。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 資源等分別回収の促進（施策番号 11）

廃品回収の利用を推進し、販売店で引き取り可能なものは極力引き取ってもらうよう市民に対して指導する。また、分別区分ごとに正しくごみを出すように周知する。

イ 生ごみの排出抑制の推進（施策番号 12）

市民に対して、計画的な食品の購入、生ごみの水切りなど、生ごみの排出抑制の方法について、情報を提供する。

ウ 過剰包装の自粛の推進（施策番号 13）

マイバッグの持参を推進し、レジ袋等のごみの減量を図る。また、贈答品についても簡易包装を選ぶように呼びかける。

エ 使い捨て製品の使用抑制の推進（施策番号 14）

使い捨て製品の使用抑制を推進し、できるだけ物を無駄にしない生活スタイルを提案する。

オ 再生品、不用品の再使用の推進（施策番号 15）

再生品の使用を推進し、フリーマーケットやバザーの利用を呼び掛ける。

カ 有料化（施策番号 16）

本市では、定期収集の燃えるごみ、燃えないごみについては、「指定ごみ袋制」を導入し、資源ごみについては、手数料を無料とすることで、資源の分別収集の推進を図っている。また、戸別収集の粗大ごみ、自己搬入については、重量又は個数に応じて手数料を徴収し、適正排出とごみの減量化を推進している。今後も現行制度を継続するものとし、ごみの減量やリサイクル促進の観点から検証し、必要な場合は改定を検討するものとする。

キ 環境教育、普及啓発（施策番号 17）

住民及び事業者に対して、広報紙等を活用し、ごみの分別排出方法、ごみの排出量・資源化の現状などに関する情報提供を行う。また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場における環境教育に積極的に取り

組む。

ク ごみ排出事業者に対する施策（施策番号 18）

事業所内での発生・排出抑制及び資源化に努めるよう指導する。また、再生品の使用を推進する。食品関連事業者については、「食品リサイクル法」に基づく生ごみの堆肥化・減量化を推進する。

ケ 製造事業者に対する施策（施策番号 19）

環境やリサイクルを考えた製品や有効期間が長い製品の開発、修理サービス等の拡大に努めるよう呼びかける。

コ 流通事業者・販売業者に対する施策（施策番号 20）

適正包装の促進・開発や使い捨て容器の販売自粛を推進する。また、容器包装等の回収ルートの整備や消費者への呼びかけに努めるよう指導する。

サ 生活排水対策（施策番号 21）

(1) 地域の特性に応じた污水处理施設の整備

・浄化槽、公共下水道、漁業集落排水施設等の污水处理施設の整備に当たり、それぞれの特徴を踏まえ、地形等の自然条件、集落の形成など地域の特性を踏まえた整備を行う。

(2) 合併処理浄化槽の整備

・浄化槽設置整備推進事業により、合併処理浄化槽の整備を進める。

(3) 単独処理浄化槽対策

・単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進める。

(4) し尿・汚泥処理

・汚泥等の資源化を促進するとともに、省エネルギー、再資源化を図る。
・浄化槽清掃・収集運搬業者に対し、適切な指導を行い、処理の適正化に努める。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分、処理方法については、表3のとおりである。

現在、本市では5種 14 分別を行っており、このうち資源ごみは、「缶・雑びん」、「ペットボトル」、「プラスチック容器」、「発泡スチロール容器」、「段ボール」、「新聞・チラシ」、「雑誌」、「紙パック」、「その他紙・紙製容器」、「生きびん」の10分別により、資源化を推進している。

今後は、適正分別の推進によって更なる資源ごみ回収量の向上を図っていく。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物についても、家庭系ごみと同様の分別区分とし、「串木野環境センター」にて処理している。これらの事業系一般廃棄物を減量化するため、今後も引き続き分別指導を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在及び今後についても、併せて処理する産業廃棄物はない。

エ 生活排水処理体制の現状と今後

公共下水道事業認可区域においては、整備を進め、区域内の水洗化率の向上を図るとともに、必要に応じて、事業全体の見直しを行っていく。その他の地区については、合併処理浄化槽の設置を推進する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇適正分別の推進によって更なる資源ごみ回収量の向上を図るとともに、より効率的な資源化システムを構築していく。
- ◇事業系一般廃棄物を減量化するため、分別指導を継続して実施する。
- ◇公共下水道事業認可区域においては、整備を進め、その他の地区については、合併処理浄化槽の設置を推進していく。

表3 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成21年度)		今後(平成30年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等			
		一次処理	二次処理		
		処理実績(t)	処理計画(t)		
燃えるごみ	焼却	5,722	4,052		
燃えないごみ	破砕選別	市来一般廃棄物 最終処分場	(仮称) 新・一般廃棄物 最終処分場		
				267	234
ガス缶類		-	-		
粗大ごみ		88	77		
資源ごみ	リサイクル	業者委託 売却	串木野環境センター (リサイクルプラザ)		
				缶・雑びん	選別・圧縮
				ペットボトル	圧縮
				プラスチック容器	減容
				発泡スチロール 容器	圧縮
				段ボール	圧縮
				新聞紙・チラシ	シュレッダー・ 圧縮
				雑誌	
				紙ハック	
				その他・ 紙製容器	
生きびん	選別				
資源ごみ		1,380	1,352		

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)ア、イに示す処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	(仮称)新・一般廃棄物最終処分場	約30,000m ³	いちき串木野市 川上3380番地	H26～H29

(整備理由)

事業番号1 廃棄物の適正処分体制の確立

イ 合併浄化槽の整備

上記(2)エに示す処理を行うため、表5のとおり合併浄化槽の整備を行う。

表5 整備する合併浄化槽

事業番号	事業	直近の整備済 基数(H22年度)	整備計画 基数	整備計画 人口	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	111基	1,320基	2,770人	H23～H29

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)アの施設整備を行うため、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	(仮称)新・一般廃棄物最終処分場 (事業番号1)に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設基本計画 ・生活環境影響調査 ・測量・地質調査 ・施設基本設計 ・施設実施設計 	H24～H25

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業（施策番号 51）

容器包装廃棄物等の資源化ルートを確保し、再商品化製品等の需要が拡大するように、分別収集されるものの品質向上や事業者におけるリサイクル製品の開発、製造、販売等の促進について周知を図る。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発（施策番号 52）

本市では、家電リサイクル法対象品目は、家電リサイクル法に基づいた処理を行うよう指導しており、適正な回収・再商品化がなされるよう、今後も普及啓発を行っていく。

ウ 不法投棄対策（施策番号 53）

市民・行政が一体となった体制で監視し、地域住民からの通報の呼びかけを強化することで不法投棄の早期発見、未然防止を図っていくものとする。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号 54）

地震・水害等の災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を確保するため、「いちき串木野市地域防災計画」に基づき対応する。

また、災害時には、一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町や県及び国等との連携による処理体制の確保を図っていくものとし、他の地域において災害が発生したときには、速やかな支援が行えるような体制を整えていくものとする。

※仮置場：串木野環境センターを候補地とする。

※最終処分場：市来一般廃棄物最終処分場（～平成 29 年度）

（仮称）新・一般廃棄物最終処分場（平成 30 年度～）

を候補地とする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、本市、鹿児島県及び国による協議会を開催し、意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに協議会を開催し、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成23年度) (1/2)

1 地域の概要	(1) 地域名 いちき串木野地域	(2) 地域内人口 30,778人(平成22年3月31日)	(3) 地域面積 112.04km ²	その他 設立許可予定
	(4) 構成市町村等名 いちき串木野市	(5) 地域の要件※	兼 雪 山 村 (半島)	週 疎
	(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村: ②設立(予定)年月日: ③設立されていない場合、今後の見通し: ※ 交付要件で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。		

2 減量化、再生利用の現状と目標

排出量	再 生 利 用 量	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目 標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度	
排 出 量		3,818	3,801	3,650	3,649	3,704	3,136 (H22比 -14.1%)	
事業系	総排出量(トン)	2,28	2,30	2,27	2,29	2,36	2.14	
家庭系	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	7,548	7,618	7,609	7,457	7,138	5,715 (H22比 -23.4%)	
	総排出量(トン)	185.34	191.13	195.58	195.04	194.03	150.53	
	1人当たりの排出量(kg/人)	11,366	11,419	11,299	11,106	10,842	8,851 (H22比 -20.3%)	
	事業系家庭系排出量合計(トン)	11,780	11,840	11,817	11,614	11,305	9,644	
	集回収量を含む排出量合計(トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	2,307 (19.6%)	2,292 (19.4%)	2,280 (19.3%)	2,166 (18.6%)	1,902 (16.8%)	2,474 (25.7%)	
	集回収量(年間の発電力量 Mwh)	-	-	-	-	-	-	
総 回 収 量	総資源化量(トン)(集回収量を含む)	8,090 (71.2%)	8,175 (71.6%)	8,160 (72.2%)	8,117 (73.1%)	7,978 (73.6%)	6,148 (69.5%)	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	1,383 (12.2%)	1,373 (12.0%)	1,377 (12.2%)	1,331 (12.0%)	1,425 (13.1%)	1,022 (11.5%)	
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	-	-	-	-	-	-	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

※ 割合は、排出量は現状(平成22年度分)に対する割合、
直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は事業系家庭系排出量合計に対する割合、
集回収量(集回収を含む)は集回収を含む排出量合計に対する割合。

3 一般廃棄物施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	施設竣工予定年月	
熱回収施設	いちき串木野市	機械化(ツツ式)	有	50t/日				
マテリアルリサイクル推進施設	いちき串木野市	選別・圧縮	有	12t/5h				
最終処分場	いちき串木野市	準好気性タンク	有	110,500m ³	H30.4予定(新設)	H30.3予定	約30,000m ³	

※ 計画地域内の施設の状況(現状、予定)を地図上に示したものを添付する。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成23年度) (2/2)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状										目標		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	32,810	32,469	31,916	31,525	31,243	30,858	28,984						
公用水道	11,106 (33.8%)	11,290 (34.8%)	11,481 (36.0%)	11,505 (36.5%)	11,470 (36.7%)	9,494 (30.8%)	9,396 (32.4%)						
集落排水施設等	269 (0.8%)	358 (1.1%)	356 (1.1%)	341 (1.1%)	342 (1.1%)	284 (0.9%)	289 (1.0%)						
合併処理浄化槽等	7,345 (22.4%)	7,692 (23.7%)	7,747 (24.3%)	8,518 (27.0%)	8,706 (27.9%)	8,983 (29.1%)	9,928 (34.3%)						
未処理人口	14,090	13,129	12,332	11,161	10,725	12,097	9,371						

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。(別添参考を参照)

※ 過去の状況・現状については、住民基本台帳に基づく人口について示す。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
	基数	処理人口	基数	処理人口	
事業主体					
浄化槽設置整備事業	2,550	8,706	1,320	2,770	H30

※ 別添資料1として計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成23年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)												交付対象事業費(千円)											
				開始	終了	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29										
○最終処分に関する事業						2,820,000	0	0	0	395,300	112,800	744,900	1,567,000	2,233,300	0	0	0	392,100	100,000	585,800	1,155,400								
最終処分場設置	1	いちき市本野市	約30,000 m ³	H26	H29	2,820,000	0	0	0	395,300	112,800	744,900	1,567,000	2,233,300	0	0	0	392,100	100,000	585,800	1,155,400								
○浄化槽に関する事業						683,984	43,376	106,768	106,768	106,768	106,768	106,768	106,768	511,184	43,376	77,968	77,968	77,968	77,968	77,968	77,968								
浄化槽設置整備	2	いちき市本野市	1,320 基	H23	H29	683,984	43,376	106,768	106,768	106,768	106,768	106,768	106,768	511,184	43,376	77,968	77,968	77,968	77,968	77,968	77,968								
○施設整備に関する 計画支援に関する事業						46,278	0	788	45,490	0	0	0	0	46,278	0	788	45,490	0	0	0	0								
事業番号1の計画支援事業	31	いちき市本野市	-	H24	H25	46,278	0	788	45,490	0	0	0	0	46,278	0	788	45,490	0	0	0	0								
合 計						3,550,262	43,376	107,556	152,258	502,068	219,568	851,668	1,673,768	2,790,762	43,376	78,756	123,458	470,068	177,968	663,768	1,283,368								

※1 事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、併せて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画								備考
					開始	終了		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	資源等分別回収の促進	・廃品回収、販売店等での引き取りの利用を推進 ・分別収集への協力を呼びかけ ・資源の分別回収の促進	いちき串木野市	H23	H29		分別収集の推進								
	12	生ごみの排出抑制の推進	・食べ残しを減らすよう、食料購入・料理の工夫の呼びかけ ・生ごみの水切りの推進	いちき串木野市	H23	H29		生ごみ排出抑制の啓発 電気式生ごみ処理機購入設置等補助金の実施								
	13	過剰包装の自粛の推進	・マイバッグの持参推進 ・簡易包装の推進	いちき串木野市	H23	H29		レジ袋等減量化の推進 過剰包装の抑制								
	14	使い捨て製品の使用抑制の推進	・使い捨て製品の使用抑制 ・物を無駄に消費しない生活スタイルの推進	いちき串木野市	H23	H29		使い捨て製品使用抑制の啓発								
	15	再生品、不用品の再使用の推進	・再生品の利用の推進 ・フリーマーケット・バザーの利用の推進	いちき串木野市	H23	H29		再生品、不用品の再使用の啓発								
	16	有料化	・定期収集の燃えるごみ、燃えないごみの「指定ごみ袋制」、戸別収集の粗大ごみ、自己搬入に対する手数料の徴収の継続による分別収集、ごみの減量化の推進 ・必要に応じた制度の見直し	いちき串木野市	H23	H29		有料制度の継続								
	17	環境教育、普及啓発	・広報誌等によるごみの分別排出方法、ごみの排出量・資源化の現状の情報提供 ・学校や地域社会の場における環境教育の推進	いちき串木野市	H23	H29		広報誌等による情報提供 環境教育の推進								
	18	ごみ排出事業者に対する施策	・事業所内での発生・排出抑制、資源化の呼びかけ ・再生品の使用の呼びかけ ・「食品リサイクル法」に基づく生ごみの堆肥化・減量化実施の呼びかけ	いちき串木野市	H23	H29		事業所内での排出抑制・資源化の啓発 生ごみの堆肥化・減量化の啓発								
	19	製造事業者に対する施策	・使い捨て製品の製造自粛、再生資源の利用の促進	いちき串木野市	H23	H29		製造事業者に対する啓発								
	20	流通事業者・販売業者に対する施策	・適正包装、使い捨て容器の販売自粛 ・容器包装等の回収ルートの整備の促進 ・消費者に対するマイバッグ持参の呼びかけ実施の促進	いちき串木野市	H23	H29		流通事業者・販売業者に対する啓発 「九州統一マイバッグキャンペーン」への参加								
	21	生活排水対策	・家庭等から排出される汚濁負荷量の削減の啓発実施	いちき串木野市	H23	H29		啓発活動の強化								
処理体制に関するもの	31	家庭ごみ	・必要に応じた分別区分の見直しの実施	いちき串木野市	H23	H29		分別区分の適宜見直し								
	32	事業系一般廃棄物	・多量排出事業所に対する「ごみ減量化計画」の作成の要請	いちき串木野市	H23	H29		ごみ減量化計画の作成推進 搬入管理の徹底								
	33	生活排水	・公共下水道事業認可区域内の整備 ・公共下水道事業の適宜見直しの実施 ・その他の地区の合併処理浄化槽の設置推進	いちき串木野市	H23	H29		水洗化の普及・啓発								
処理施設の整備に関するもの	1	(仮称)新一般廃棄物最終処分場整備事業	・(仮称)新一般廃棄物最終処分場の整備	いちき串木野市	H26	H29	○	建設								
	2	合併浄化槽設置事業	・合併浄化槽の整備	いちき串木野市	H23	H29	○	合併浄化槽の設置								
施設整備に係る計画支援に関するもの	41	(仮称)新一般廃棄物最終処分場整備事業に係る計画支援事業	・施設基本計画 ・生活環境影響調査 ・測量・地質調査 ・施設基本設計 ・施設実施設計	いちき串木野市	H24	H25	○	基本計画 基本設計 実施設計								関連事業 1

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考		
					開始	終了		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29			
その他	51	再生利用品の需要拡大事業	・再生品の使用の呼びかけ ・製造事業者に対する有効期限の長い製品開発や修理サービスの拡大に努めるよう、呼びかけの実施	いちき串木野市	H23	H29											
								需要拡大									
	52	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	・法に基づいた適正な回収・再商品化がなされるよう、普及啓発の実施	いちき串木野市	H23	H29											
							普及・啓発										
	53	不法投棄対策	・市民・行政が一体となった体制での不法投棄の早期発見、未然防止 ・アナログテレビの適正処理の周知・徹底	いちき串木野市	H23	H29											
							早期発見・未然防止										
	54	災害時の廃棄物処理	・災害発生時の行動マニュアルを整備 ・災害廃棄物の適切な保管、収集・運搬、処理、処分のための取り組みの実施	いちき串木野市	H23	H29											
							マニュアル整備										

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4～6に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

【参考資料様式3】

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	いちき串木野市		
(2) 施設名称	(仮称)新・一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期	平成 26 年度	～ 平成 29 年度	
(4) 処分場面積、容積	総面積 約45,650㎡	埋立面積 約9,000㎡	埋立容積 約30,000m ³
(5) 処理開始年度 及び終了年度	埋立開始年度:平成30年度 埋立終了年度:平成44年度		
(6) 跡地利用計画	多目的広場		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の適正処理及び最終処分		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有		無
(9) 事業計画額	2,820,000千円		

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鹿児島

(1) 事業主体名	いちき串木野市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽の整備を推進する。
(4) 事業期間	23 年度～ 29 年度
(5) 事業対象地域の要件	<p>浄化槽設置整備事業実施要綱 第3の(1)のアの(キ)</p> <p>下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の区域であって、次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する地域。</p> <p>(キ) その他人口増加の著しい等上記地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域</p>
(6) 事業計画額	交付対象事業費 511,184 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(単位：千円)

区分	交付対基数 (2,770人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	984基 (2,035人分)	362基	359,268	359,268	359,268
6～7人槽	323基 (670人分)	110基	143,622	143,622	143,622
8～10人槽	13基 (65人分)	13基	8,294	8,294	8,294
改築	基				
計画策定調査費					
合計	1,320基 (2,770人分) 改築を除く	485基	511,184	511,184	511,184

計画支援概要

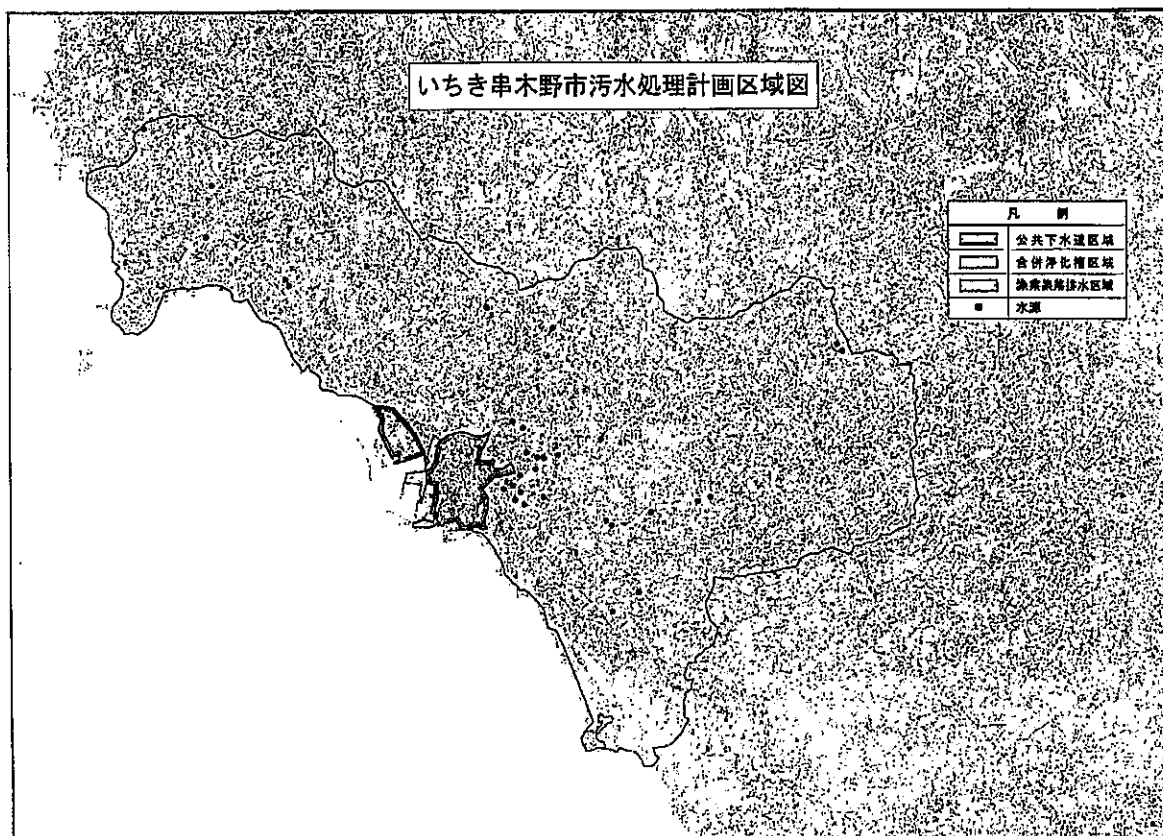
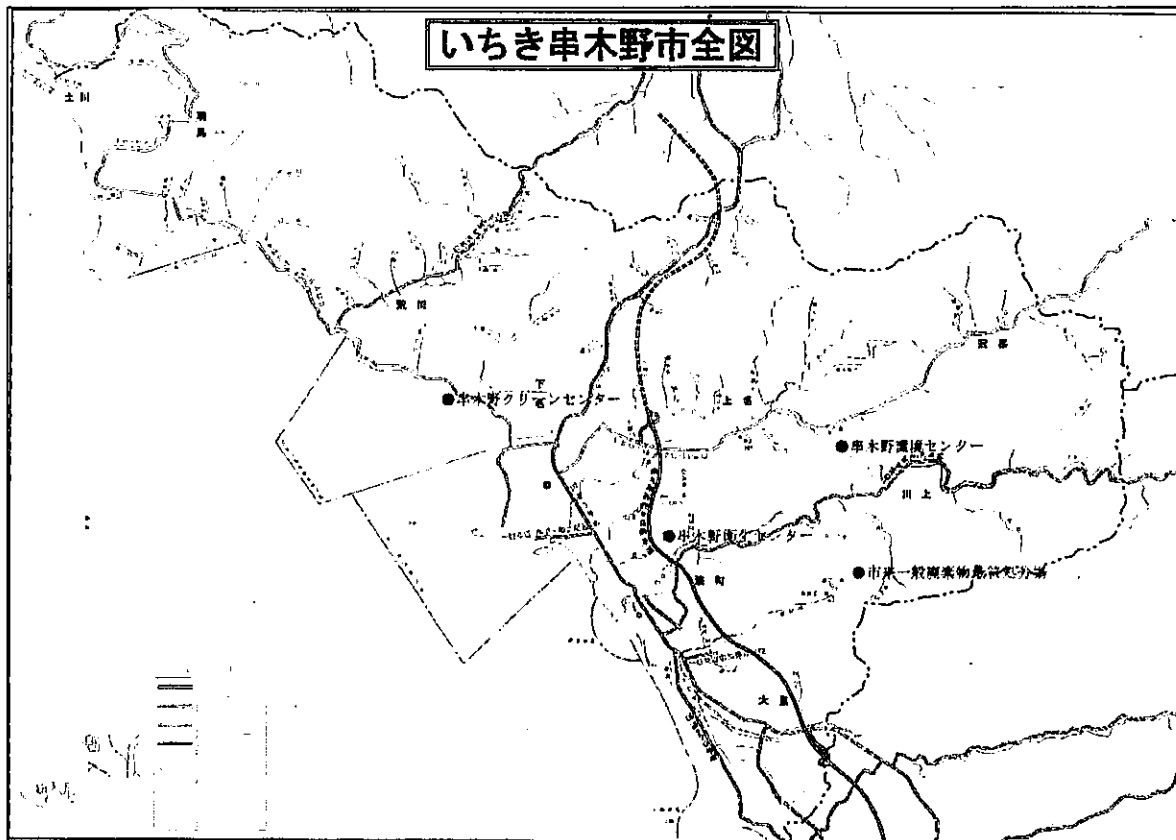
都道府県名

鹿児島

(1) 事業主体名	いちき串木野市
(2) 事業目的	(仮称)新・一般廃棄物最終処分場整備
(3) 事業名称	(仮称)新・一般廃棄物最終処分場整備に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成 24 年度 ~ 平成 25 年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none">○施設基本計画○生活環境影響調査○測量・地質調査○施設基本設計○施設実施設計
(6) 事業計画額	46,278千円

計画地域内の施設の状況（現況）

※新一般廃棄物最終処分場の建設予定地は、未定

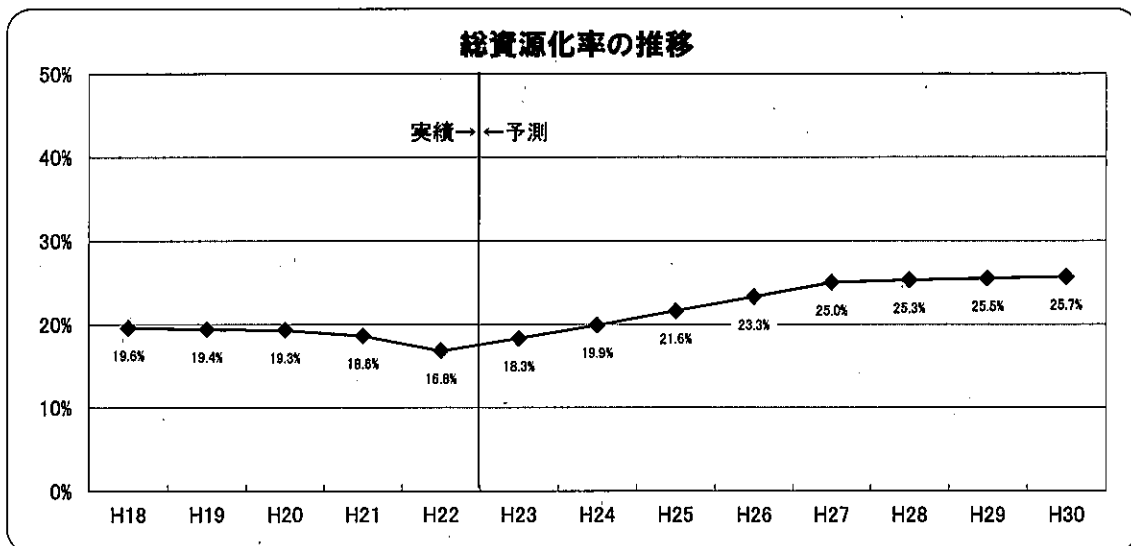
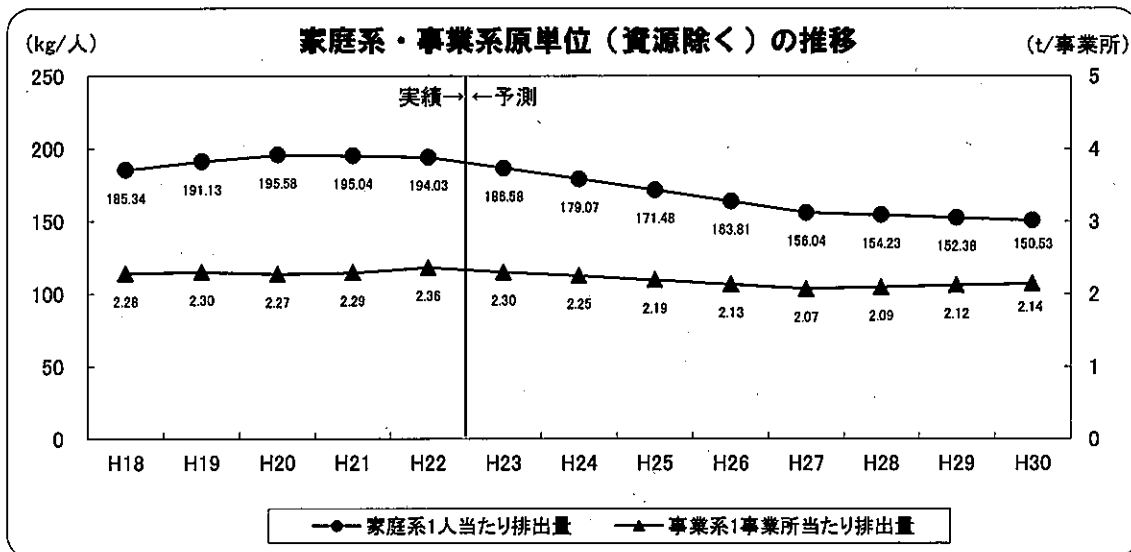


ごみの指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

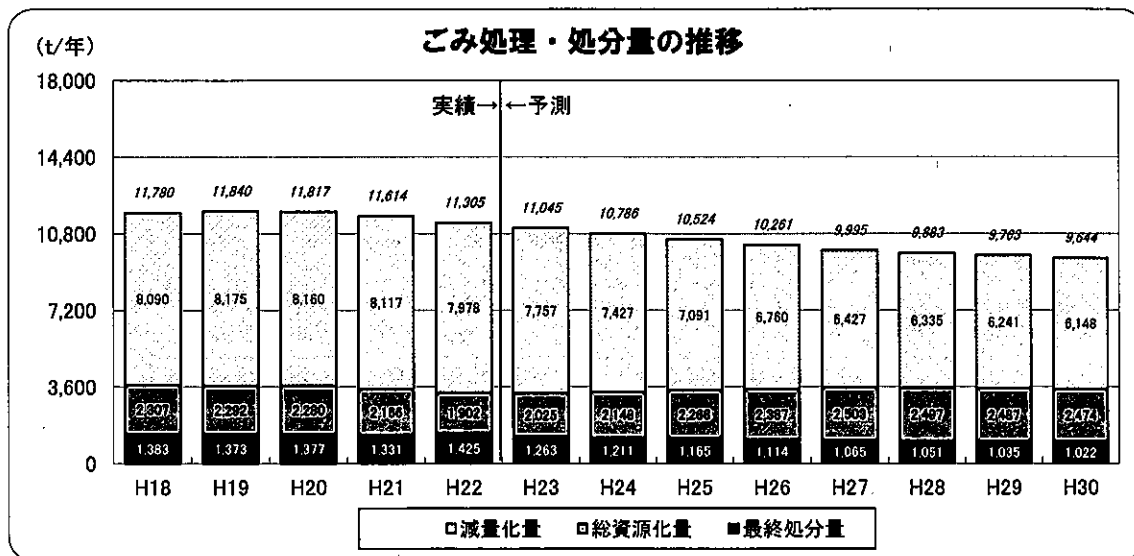
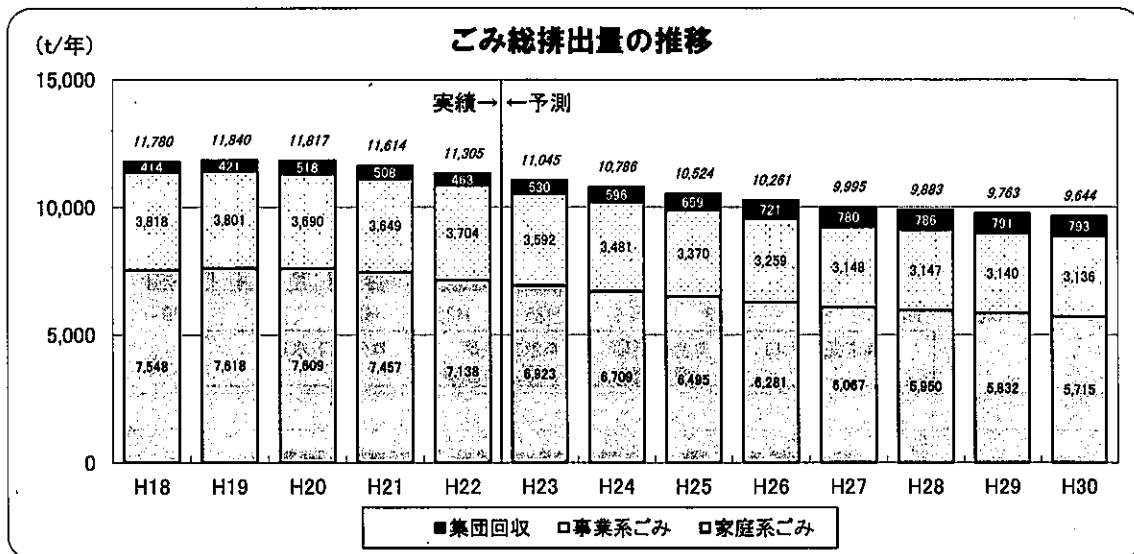
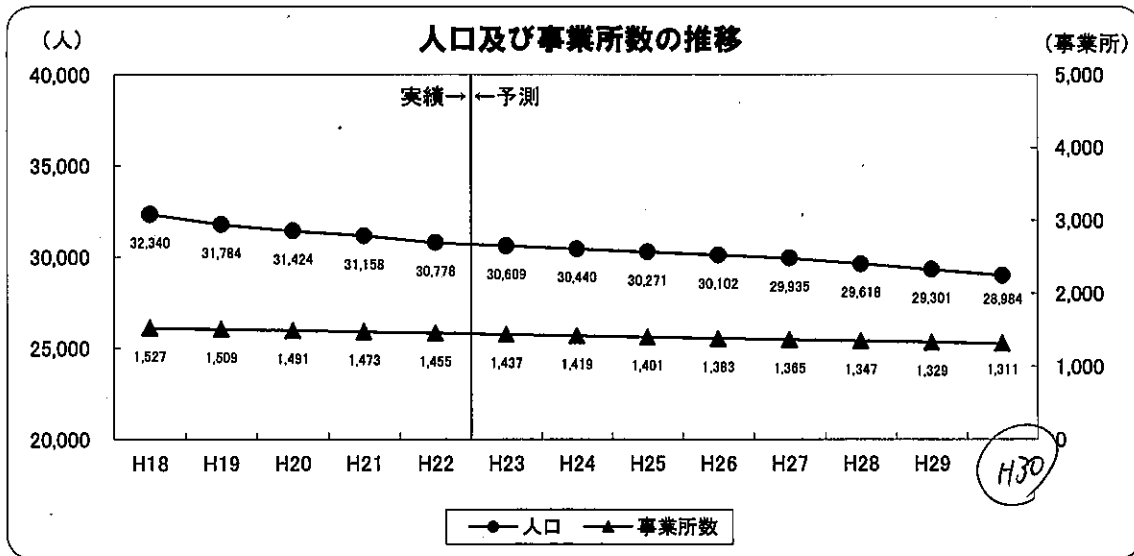
指 標	実績					予測								
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
排 出 量	事業系 総排出量(トン) ^{※1}	3,818	3,801	3,690	3,649	3,704	3,592	3,481	3,370	3,259	3,148	3,147	3,140	3,136
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所) ^{※2}	2.28	2.30	2.27	2.29	2.36	2.30	2.25	2.19	2.13	2.07	2.09	2.12	2.14
	家庭系 総排出量(トン)	7,548	7,618	7,609	7,457	7,138	6,923	6,709	6,495	6,281	6,067	5,950	5,832	5,715
	1人当たりの排出量(kg/人) ^{※3}	185.34	191.13	195.58	195.04	194.03	186.58	179.07	171.48	163.81	156.04	154.23	152.38	150.53
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	11,366	11,419	11,299	11,106	10,842	10,515	10,190	9,865	9,540	9,215	9,097	8,972	8,851
	集回収量を含む排出量合計(トン)	11,780	11,840	11,817	11,614	11,305	11,045	10,786	10,524	10,261	9,995	9,883	9,763	9,644
再生利用量	直接資源化量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総資源化量(集回収を含む)	2,307	2,292	2,280	2,166	1,902	2,025	2,148	2,268	2,387	2,503	2,497	2,487	2,474
熱 回 收 量	熱回収量(年間の発電電力量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減 量 化 量	中間処理による減量化量	8,090	8,175	8,160	8,117	7,978	7,757	7,427	7,091	6,760	6,427	6,335	6,241	6,148
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,383	1,373	1,377	1,331	1,425	1,263	1,211	1,165	1,114	1,065	1,051	1,035	1,022

- ※1 排出量は現状(平成22年度分)に対する割合、
直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は事業系家庭系排出量合計に対する割合、
総資源化量(集回収を含む)は集回収を含む排出量合計に対する割合
- ※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
- ※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
- ※4 直接搬入ごみ量を事業系ごみとみなす

<指標の定義>
 排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集回収されたごみを除く。)[単位: トン]
 再生利用量: 集回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]
 熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]
 減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]
 最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]



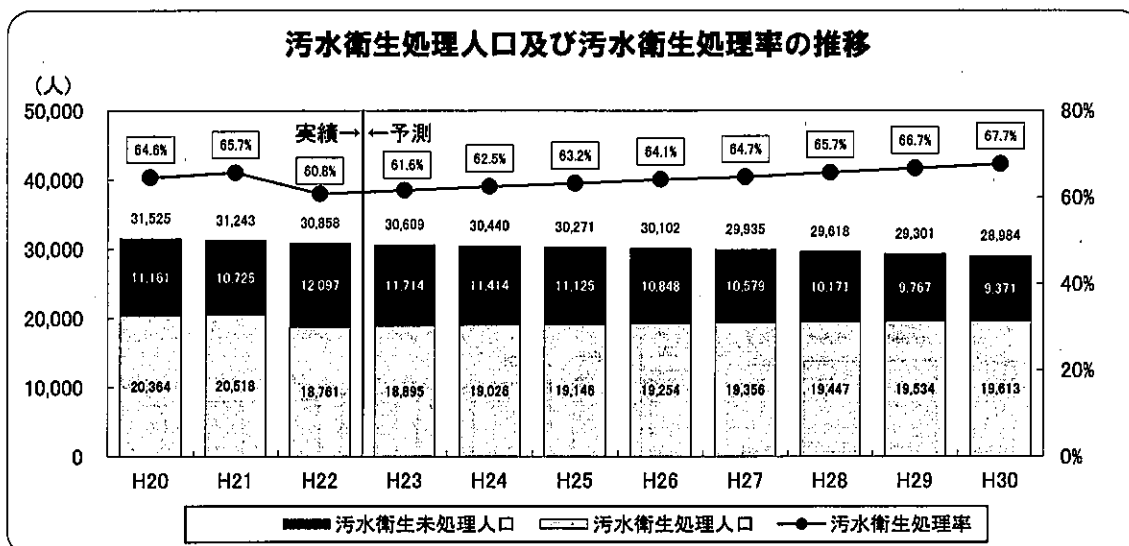
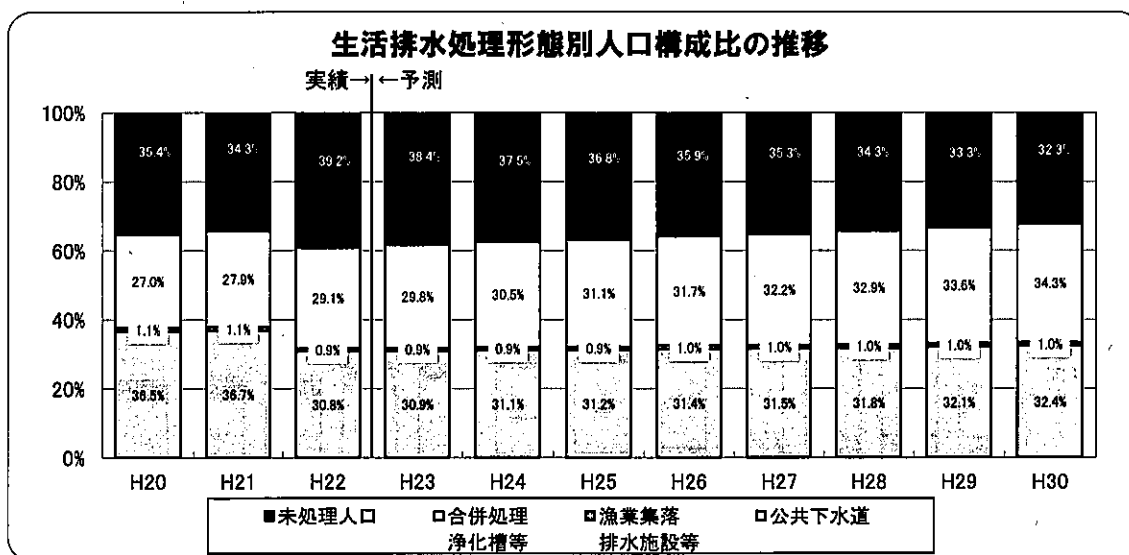
ごみの指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



別添資料3

生活排水の指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

指 標	実績			予測							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総人口	人 31,525	31,243	30,858	30,609	30,440	30,271	30,102	29,935	29,618	29,301	28,984
公共下水道	人 11,505	11,470	9,494	9,473	9,460	9,449	9,437	9,427	9,416	9,406	9,396
	(%) (36.5%)	(36.7%)	(30.8%)	(30.9%)	(31.1%)	(31.2%)	(31.4%)	(31.5%)	(31.8%)	(32.1%)	(32.4%)
漁業集落排水施設等	人 341	342	284	286	287	287	287	288	288	289	289
	(%) (1.1%)	(1.1%)	(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)	(1.0%)	(1.0%)	(1.0%)	(1.0%)	(1.0%)
合併処理浄化槽等	人 8,518	8,706	8,983	9,136	9,279	9,410	9,530	9,641	9,743	9,839	9,928
	(%) (27.0%)	(27.9%)	(29.1%)	(29.8%)	(30.5%)	(31.1%)	(31.7%)	(32.2%)	(32.9%)	(33.6%)	(34.3%)
未処理人口	人 11,161	10,725	12,097	11,714	11,414	11,125	10,848	10,579	10,171	9,767	9,371



分別区分によるごみの分類

分別区分	収集対象物	
①燃えるごみ	台所ごみ、衣類、毛布(袋には入る大きさ)、灰、くつ、かばん類、アルミホイル、お菓子のアルミ材、音楽テープ、ビデオテープ、紙おむつ等	
②燃えないごみ	陶器等、ガラス類、金属類	
③ガス缶類	カセットコンロ用ボンベ、スプレー缶、ガスライター、乾電池	
④粗大ごみ	机、イス、扇風機、ベッド、ソファー、大型カーペット、自転車等、斧、なた、鋸、かなづち、剣山等	
⑤資源ごみ	缶・雑びん	飲み物・食べ物の缶、飲み物調味料等のびん
	ペットボトル	清涼飲料、酒類、醤油等のペットボトル
	プラスチック容器	飲料、食料品、調味料、調理酒類、シャンプー等の容器、レジ袋、菓子パン類のプラ袋、プラキャップ等の「プラ」表示マークのついた容器包装類
	発泡スチロール容器	発泡スチロール製のトレイ、パック、魚箱、電化製品等の型枠梱包剤
	段ボール	荷物類、くだもの箱等の段ボール
	新聞紙・チラシ	新聞紙、チラシ
	雑誌	週刊誌、マンガ、カタログ、教科書、辞書、単行本等
	紙パック	牛乳、ジュース等の紙パック
	その他紙・紙製容器	食料、菓子製品、日用品等の箱類、厚紙類、販売店等の紙袋・包装紙類、コピー紙、印刷書類紙
	生きびん	一升びん、ビールびん等

現有施設の概要

○焼却施設

項目	概要	
施設名称	串木野環境センターごみ焼却処理施設	
所在地	鹿児島県いちき串木野市冠岳10660番地	
着工・竣工	着工:平成9年7月、竣工:平成11年7月	
形式	機械化バッチ式燃焼方式	
能力	50t/日(25t/8h×2炉)	
設備	受入供給設備	ピット&クレーン方式(半自動・全自動運転)
	燃焼ガス冷却設備	水噴射冷却方式
	排ガス処理設備	消石灰、活性炭吹込み、尿素吹込み及びバグフィルタ
	灰出設備	焼却残渣:灰バンカ方式 ダスト:セメント+薬品による固化処理
	予熱利用設備	場内給湯及び暖房利用
	排水処理設備	ごみ汚水:蒸発酸化処理方式(炉内噴霧) プラント排水:凝集沈殿ろ過処理後再利用(無放流方式) 生活排水:浄化槽処理後再利用(無放流方式)
運営管理体制	委託	

○リサイクルセンター

項目	概要
施設名称	串木野環境センターリサイクルプラザ
所在地	鹿児島県いちき串木野市冠岳10660番地
着工・竣工	着工:平成9年7月、竣工:平成11年7月
能力	12t/5h
選別設備	選別機、アルミ選別機、不燃物可燃物分離装置、 風力選別機、自動色選別装置
運営管理体制	委託

○最終処分場

項目	概要
施設名称	市来一般廃棄物最終処分場
埋立場所	鹿児島県いちき串木野市川上3980
埋立対象	焼却残渣、破碎ごみ・処理残渣
埋立開始年	1974年度
埋立面積	8,841m ²
埋立容量	110,500m ³
残余容量	9,340m ³
埋立方式	準好気性埋立構造
しゅんぎょう方式	底部しゅんぎょう、鉛直しゅんぎょう
浸出水処理方式	凝集沈殿+生物処理(脱窒なし)+砂ろ過+消毒
運営管理体制	一部委託

項目	概要
施設名称	串木野一般廃棄物埋立処分場
埋立場所	鹿児島県いちき串木野市冠岳10660
埋立対象	焼却灰・破碎不燃残渣
埋立開始年	1989年度
埋立面積	7,800m ²
埋立容量	35,575m ³
残余容量	0m ³
埋立方式	準好気性埋立構造
しゅんぎょう方式	底部しゅんぎょう、鉛直しゅんぎょう
浸出水処理方式	凝集沈殿+生物処理(脱窒あり)+砂ろ過+消毒
運営管理体制	一部委託

現有施設の概要

○L尿処理施設

施設名称	串木野衛生センター
所在地	鹿児島県いちき串木野市下名410番地1
工期	平成9年8月～平成11年3月
処理能力	58kL/日(し尿:33kL/日、浄化槽汚泥:25kL/日)
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理
汚泥処理方式	脱水+乾燥焼却
敷地面積	約9,910㎡

○公共下水道

施設名称	串木野クリーンセンター	
所在地	鹿児島県いちき串木野市西薩町3番地	
供用開始	平成5年3月31日一部供用開始	
計汚水量	日平均	5,750m ³ /日
	日最大	7,020m ³ /日
	時間最大	10,940m ³ /日
処理方式	オキシデーションディッチ法	
撈除方式	分流式	
敷地面積	49,156㎡	

